

2024年7月19日

出入国在留管理庁 様

一般社団法人 外国人雇用協議会
政策部会

第7回 情報・意見交換会アジェンダ

■開催日時

2024年7月19日 16:00~17:00

■開催場所

法務省在留管理支援部長室

■議題

1. 前回議題の進捗確認

①オンライン申請システムの改善要望点の進捗確認

⇒2022年12月15日に提出した『「入管オンライン申請システム」についての改善要望』における解消済項目（1番、4番、5番、10番、11番）以外について

※別紙参照：「入管オンライン申請システム」についての改善要望

⇒（今回）オンライン申請用フォーマットと申請書類PDFの数字（順番）相違是正について

※別紙参照：オンライン申請用フォーマットの記載について

②特定技能宿泊についての課題（技術・人文知識・国際業務の違法な運用事例）に関する周知徹底とその浸透度について

⇒過去に提示した具体事例の会社に対する調査について

⇒申請内容/許可と実態の乖離是正に向けた具体的施策について

⇒「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で許容される実務研修の見解について

③登録支援機関のオンライン面談実施可について

※別紙参照：1号特定技能外国人支援における定期面談実施方法に対する是正要望

④帳票や運用要領が更新された際、メールアドレスの登録で行政書士、登録支援機関への通知要望

⑤東京入管局の繋がり難い電話受電の改善について

⇒電話が繋がるまでに30分以上が常。2時間以上かかることも稀ではない

⇒待ち受け機能が無く自動音声にて通話遮断になる（「またお掛け直してください」）

⇒12時~13時が最も繋がり易いが、それでも10回のうち1-2回の割合

2. 東京入管局における就労関係在留資格の審査遅延に対する改善要望

- ⇒前回当意見交換会時（2023年12月5日）にも同様の要望後、一時的な改善がみられたが、3月以降よりまた大幅な遅延状態が続いている
- ⇒特に東京入管就労第一部門が酷く、優先処理対象の「高度専門職」の審査が3ヶ月かかる事象も発生中
- ⇒特例期間終了間際に結果が出るものも多く申請人に対し不安を与える

3. 不許可理由説明時の第三者の立会いについて

- ⇒不許可処分時の理由の説明については、義務ではなく善意で行っていただいているというのを理解していますが、本人以外の第三者の立会いができる入管局とできない入管局があり、その対応に差があります。

具体的には、申請取次行政書士・弁護士に依頼せず本人申請による不許可になった場合、その不許可理由を詳細に理解したいとして通訳者の同席希望があります。また再申請を視野に再申請に係る申請取次行政書士・弁護士の同席希望をするケースもあります。その希望について受け入れていただける入管局と受け入れない入管局があります。その件について、すべての入管において一律の対応をされているのならまだしも、入管局によって対応が異なることが気になります。ご見解をお聞かせください。

4. 特定活動告示46号の目的と条件について

- ⇒日本での就労に関しては、国内外の高等教育機関卒業生に対して専攻学部との関連性を審査し、「技術・人文知識・国際業務」で在留資格変更が認められています。「特定活動告示46号」運用において大学のみを対象から、新たに専修学校専門課程を対象とすることになり、その運用にあたり「外国人留学生キャリア形成促進プログラムの指定に関する規定」により、「高度専門士」への対象が広がられました。しかし、現状では日本語能力N2以上で、国家試験取得者であっても帰国せざるを得ない学生が少なくありません。

優秀な外国人人材を世界中から招致し、また日本の高等教育機関で学び、N2以上の日本語能力を有する留学生を雇用につなげることは、地方創生、地域活性の重要な政策です。今後、多様な外国人材確保の観点から「専門士」を含めた「特定活動告示46号」運用基準の見直しの可能性について見解をお伺いいたします。

※別紙参照：「特定活動告示46号」運用基準の見直しの要望

5. 特定活動40号（41号含む）、特定活動53号（54号含む）に係る在留資格認定証明書交付申請における法で定める代理人の拡張について

- ⇒査証免除国の富裕層を対象とし長期的な観光滞在に係るインバウンド消費の拡大を目指した特定活動40号、そしてデジタルノマドビザとしての特定活動53号について、その在留資格の性質上、所属機関が存在しないことからそれらに在留資格に係る在留資格認定証明書交付申請を行う場合は、申請人自らが短期滞在等で来日、その在留期間内に在留資格認定証明書交付申請を行わな

ければならず、申請手続き方法に関して非常に使い勝手が悪い現状にあります。

一方、比較例として特定活動44号（起業活動準備計画認定によるスタートアップ）においては、申請人が起業サポート機関に対して起業活動準備について委任をすることによって申請代理人となることができ（在留資格<経営管理>の在留資格認定証明書交付申請の場面においても適用）。

特定活動40号および53号は、日本での在留に備えるため在留開始前に住宅サポート等を行う事業者との契約傾向にあります。在留資格認定証明書交付申請における利便性の向上のため、申請人が日本での在留開始について具体的な支援を行う事業者との委任契約等締結の場合、当該事業者に特定活動40号や53号の申請代理人としての適格性を持たせることを要望します。

6. 特定活動資格者（1号～54号）の人数開示要望

⇒特定活動資格者の在留数の公表については、出入国在留管理庁が公表されている在留外国人統計内の第2表「国籍・地域別 在留目的別 在留外国人（特定活動・日本人の配偶者等・定住者）」において一部在留数が公表されておりますが、特定活動各号の公表となっておらず、その他を含めて29分類での公表となっております。

当議題4の特定技能46号を初めとし、特定活動各号の統計的な在留状況の把握をすることは、民間において今後の各号資格利用の活性化に繋がると考えており、在留外国人統計の公表時に合わせ特定活動各号毎の在留数の公表を要望します。

以上